

第1回日野市子ども・子育て支援会議

議事録要旨

出席委員 19人中18人出席

欠席委員 連合多摩区域協議会 幹事 半澤あゆみ委員

日時 平成25年11月28日(木) 18:00～20:00

場所 市役所6階 全員協議会室

次第

1 開会

2 副市長あいさつ

3 委員紹介

4 事務局紹介

5 議事

(1) 会長・副会長の選任について

(2) 会議の運営について

(3) 子ども・子育て支援新制度の概要について

(4) 日野市子ども・子育て支援事業計画について

(5) その他

6 閉会

〔配布資料〕

資料1 日野市子ども・子育て支援会議委員名簿

資料2 日野市子ども・子育て支援会議事務局名簿

資料3 日野市子ども・子育て支援会議条例・同施行規則

資料4 日野市子ども・子育て支援会議の概要

資料5 子ども・子育て支援新制度の概要

資料6 日野市子ども・子育て支援事業計画の概要

1 開会

- ・本日第1回目の会議のため、本会議会長、副会長の選任までを事務局で進行。
- ・本会議については議事録作成のため録音をさせていただく。

2 副市長あいさつ

- ・昨年の8月に子ども・子育て関連3法が成立し、現在国の子ども・子育て会議で精力的な意見交換がなされている。日野市においても今後の進展を期待している。
- ・新しい制度の本格施行に向けて、平成27年度から5年間の第1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定していただきたい。
- ・市の現状を十分に踏まえ、今後のあり方を計画に反映できるよう、幅広い分野から御専門の方にお集まりいただいた。
- ・日野市においても最重要施策となる子ども・子育ての関連の施策。新制度への円滑な施行に向け、皆様方の御協力をお願いしたい。

3 委員紹介

名簿順に各委員の自己紹介

4 事務局紹介

名簿順に紹介

5 議事

(1) 会長・副会長の選任について

- ・会長・副会長の選任は条例第6条第2項で互選により定めることとなっている。
- ・教育学、教育思想が御専門で、現在実践女子大学で幼児教育を専攻され、日本ペスタロッチー・フレーベル学会会長等多方面で御活躍されている乙訓委員を事務局として提案し全会一致で決定。
- ・副会長の選任にあたり、乙訓会長から事務局案の提示を求められ、長年、保育園運営に携わっている吉富委員を提案し、全会一致で決定。

（２）会議の運営について

- ・本会議は条例第１条により、子ども・子育て支援法第７７条第１項の規定に基づき設置。
- ・本会議の所掌事務の処理にあたっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない、条例第４条で幅広い分野の委員で構成した。
- ・会議の成立及び議決要件は、それぞれ委員の過半数をもって決する。
- ・会議は原則公開とし、傍聴もできる。会議資料、議事録、委員名簿は日野市ホームページ上で公開する。議事録は、各委員の意見が特定されない形で、発言内容は全て委員という形で掲載する。
- ・会議のスケジュールは、平成２５年度に３回、平成２６年度に５回を予定。ニーズ調査を踏まえながら事業計画を策定していく。
- ・会議資料はホームページ上に公開される前でも公開して差し支えない。

（３）子ども・子育て支援新制度の概要について

資料に沿って主なポイントと内容を説明。

- ・幼保連携型認定子ども園の認可、指導、監督の一本化による認定こども園の制度の改善
- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の施設型給付の創設と新たに小規模保育等地域型の保育給付が創設
- ・地域の子ども・子育ての支援の充実（１３事業）。とりわけ学童クラブの基準等の条例化
- ・平成２７年度から３１年度の５年間の事業計画を策定。
- ・消費税１０％への変更と連動し、約０．７兆円を財源として社会全体で支える仕組み。

（保育の給付等）

- ・今まで、幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省、認定こども園はその両方というような形でバラバラに給付が行われてきた。新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育など全て１つの枠の中に入れて、同じシステムでこの給付というものを行うということが大きな変更点。
- ・認定こども園、特に幼保連携型をメインに、これを国が進めていこうという考えのもとに行っている。仕事をしているとか、していないとか、そういったことに関係なく、質の高い幼児教育を誰でも受けられるというシステムを推進していこうと考えている。
- ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育など、これまで国や市町村の

補助制度ができておらず普及していなかったが、これらを地域型保育給付として給付事業の中に全て1つの枠の中に位置付けた。

- ・ 現行の保育所の認可は改正後も都道府県が行うが、保育施設の面積だとか、保育士さんの数だとか、認可と同等の基準を満たす施設について、新制度下では全部それを認可するということになっている。今後検討していく保育計画で、あと何人ぐらい保育の量が必要を定め、そこに達するまでは全て認可を行っていくというようなシステムになる。
- ・ 同様に、多様な保育、家庭的保育や小規模保育についても、認可を進めていくという形になる。
- ・ 給付について、現行の幼稚園は、私学助成を文部科学省から受けている。また利用者が幼稚園に保育料を支払っている。国は市を通じて保育料を補助する形で就園奨励費を利用者に支払っている。保育所については、国、都、あるいは市から市を通じて保育所運営費を保育所に支払っている。市が所得に応じて利用者負担額を決定し徴収している。幼稚園と保育園というのは、全然違うシステムで行われているのが現行の制度。
- ・ 新制度では、基本的には全て施設型給付という形で支払う。個人の利用者負担についても、法律に基づいて利用者が一部負担をするというような形に変わっていく。
- ・ ただし、現行の私学助成を受けたいという幼稚園の意向も踏まえ、施設型給付に入らない幼稚園というのもあり得るという形になっている。
- ・ 利用調整に関して、幼稚園それぞれの理念があり大切にされている。国も当初は市の関与を大きくというような形でスタートした。保育園のように非常に待機児が多いという中では、利用者調整というのはある程度必要と考えるが、現在、市内の私立幼稚園は待機児が非常に多いというような状況でもなく、皆さんが希望のところに行けるということであれば、逆にそちらのほうは尊重していきたくと考えてはいる。
- ・ 利用調整について、当面の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行うということになっている。当初、市町村は保護者に対して保育の必要性の認定だけを行って、認定証を渡し、保護者はその認定証を持って、各施設、保育園や幼稚園に行って申し込むという流れが想定されていた。
- ・ 国の子ども・子育て会議で検討した結果、混乱を生じるとの指摘を受けて、待機児が全然いないような状況になってどこでも保護者の方が施設を選べるという状況になるまで、当面の間は、市町村は利用の調整を行うということになった。
- ・ 認定こども園・公立保育所・地域型保育についても、市町村の調整の下で調整を行う。

- ・私立保育園の保育料の徴収について、当初、利用者と保育園が契約し、保育料を徴収するような流れが想定されていたが、混乱が生じるとの指摘を受けて、私立保育所は市町村と利用者の間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行うよう、市町村が調整を行って入所を決定するという事になった。
- ・利用調整、申し込み方法については、基本的には現行制度とそれほど大きく変わらない。
- ・新制度下における市町村と各施設の関係について、教育・保育施設に対しては、施設型給付を行うというところで結びつき、特に幼稚園については、市町村との結びつきが非常に強くなっていくということになる。
- ・保育に関する市町村の役割について、現在の児童福祉法 24 条ただし書きに、保育が用意できない場合には、家庭的保育事業、その他による適切な保護を実施するように、ということが書かれており、結果、待機児が生じている。改正後の児童福祉法においては、市町村は、認定こども園、家庭的保育事業等により、保育を必要とする子どもに対して、必要な保育を確保するための措置を講じなければならないということで、より一層強く、必ず保育をするよう、厳しい条項になっている。
- ・さらに子ども・子育て支援法においては、全市町村における市町村計画の策定を義務付け、計画的な保育整備を行うということになっている。
- ・日野市も現在 155 名の待機児童をかかえ、保育整備の計画はつくっているが、これは例えば、今 155 人の待機児が 2 年後は 100 人に下げていきたいというような形の計画。今回の法律では、平成 27 年度から始まって、5 年以内にこの待機児をゼロにするという目標を達成するという事で、5 年後にゼロという形で計画をつくらなければならない、非常に厳しいものとなっている。
- ・保育の必要量については、今、国のほうで考えているのは、2 つに分けて、長時間と短時間ということだが、2、3 時間というようなイメージでなく、8 時間と 11 時間というイメージ。基本になる例えば 9 時から 17 時ぐらいの枠と、それ以外の朝 7 時からとか、夜 7 時までとか、延長が必要な方。その 2 種類の形で保育の必要性の認定を変える。あるいは、保育園のほうでの認定ごとの短時間と長時間の利用定員を決めるというような形のイメージをしている。

(地域子ども・子育て支援事業)

現行事業については資料に沿って概要を説明

- ・保育のほかに、地域子ども・子育て支援事業が、もう1つの柱。法律で13事業が規定されている。そのうち新規事業は3事業あり、その他はすでに実施済みの事業である。
- ・利用者支援。13の地域子ども・子育て支援事業について、これを行うに当たって情報の集約や、提供や、または関係機関との調整等、子どもや保護者がいる地域、身近な場所で行っていくという事業。
- ・放課後児童クラブ。日野市では入所時に申請があった方について100%入所を今も続けているが、対象児童の学年について延ばすとか、障害児保育についてどうするか、現在、国のほうで検討されている。
- ・次回、地域子ども・子育て支援事業の新規3事業に関する内容の詳細を説明する。

（４）日野市子ども・子育て支援事業計画について

- ・27年から31年の計画期間における、幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の方策、実施時期、こちらを記載する。
- ・量の見込みに関してニーズ調査を合計7種類、標本数約4,000で実施する。
- ・標本数は現行のひのっ子すくすくプランの後期計画に沿った形で、今回も同じような無作為抽出によるものとした。
- ・設問数も多く、なるべく見やすいように工夫した。国が指定する設問も多く、また日野市らしさみたいなのを織り込んだ結果である。

（５）その他

（市長あいさつ）

- ・平成15年に次世代育成支援対策推進法ができ、一連の子育て支援がそこでスタートした。5年刻みで、日野の場合は第1期、2期のひのっ子すくすくプランを策定し、子どもにかかわる事業、子育て支援事業をやってきた。
- ・今回のプラン、過去2回のプランと一番異なるのは、いわゆるお金の問題は入っていなかったこと。具体的には、給付サービスとそれから給付と負担の関係という形でプランの中に入ってくること。ちょうど介護保険のような制度設計。
- ・もう1つは、過去に比べて、今まで以上に行政、市の責任、それから実施する守備範囲が広がっている。また決定的な役割を果たすことがある。その役割が非常に強い。
- ・また、人口動態を見ると、少子高齢化がさらに進み、高齢者がふえ、恐らく人口は2015

年を境に減っていく。ただ、日野市の場合は、大きな4つの市施行の区画整理事業で、人口の流入社会増ということも予想される。その点でも、この計画を立案する場合の難しさというものを抱えている。

- ・これまでよりはるかに難しい制度設計。ますます地域の関係者、皆様の御意見というものが、非常に大きくこの子育て支援の仕組みのあり方を左右する。
- ・27年度に向けての制度設計、日野市が子育て日本一とかつて言っていたが、その言葉に値するような支援プランをつくっていきたい。

6 閉会